

2012年8月27日 全12頁

バーゼルⅢのQ&A、 ダブル・ギアリングを明確化

ダブル・ギアリングの控除、2013年3月末より前の発行商品については
コンティンジェント・キャピタル条項の有無を考慮せず

金融調査部 制度調査課 鈴木利光
経営企画部 金本悠希

[要約]

- 2012年6月6日、金融庁は、バーゼル規制に関して、国際統一基準行を対象として、「バーゼルⅢに関するQ&A」を公表している。
- 「Q&A」では、主に、(1)自己資本の基礎項目、(2)自己資本の調整項目、(3)自己資本の基礎項目に係る経過措置、(4)リスク捕捉の強化に関連する項目が明確化されている。
- (1)では、配当優先株式をその他Tier1資本に算入することの可否や、LIBOR等の指標を参照して配当や利息の額を算定することの可否が明らかにされている。
- (2)では、ダブル・ギアリングの対象が明らかにされている。すなわち、対象となる金融機関に、銀行業、協同組織金融業、貸金業やクレジットカード業等の非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、信託業や金融代理業等の補助的金融業、保険業、総合リース業を主たる事業として営む者が該当することが示されている。また、ダブル・ギアリングに該当する資本調達手段を控除するにあたって、それがいずれの資本調達手段に該当するかを判断する際には、バーゼルⅢが適用される2013年3月31日より前に銀行が発行した商品についてはコンティンジェント・キャピタル条項の有無を考慮する必要はないとしている。
- (3)では、その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置の計算方法が明らかにされている。
- (4)では、内部格付手法採用行のこれに対するエクスポージャーの相関係数が1.25倍に引き上げられている「大規模規制金融機関等」の範囲が明確化されている。
- 「Q&A」は、2013年3月31日から適用される。

1. はじめに

2012年6月6日、金融庁は、バーゼル規制（国際的な銀行の自己資本比率規制）に関して、国際統一基準行を対象として、「バーゼルⅢに関するQ&A」（以下、「Q&A」）を公表している。

Q&Aは、バーゼルⅢを踏まえた「告示」¹の改正（以下、「改正告示」²。なお、本稿執筆時点では、国内基準行に関する告示の改正は公表されていない）が、国際基準統一行に対し、2013年3月31日から適用されることを受けて、告示の内容を明確化するものである。

Q&Aでは、改正告示の要注目事項のうち、ダブル・ギアリングの対象（相手方金融機関の範囲・資本調達手段の保有形態）や、その他Tier1資本及びTier2資本（コンティンジェント・キャピタルを除く）の各要件等が明らかにされている。

Q&Aは、改正告示同様、2013年3月31日から適用される。

以下、Q&Aの内容を簡潔に説明するものとする。

2. Q&Aの概要

(1) 自己資本の基礎項目（プラス項目）関連

i) その他Tier1資本調達手段の要件

ア 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の完全な裁量

改正告示により、その他Tier1資本を通じた資本調達手段の要件の一つとして、「剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること」（改正告示6条4項7号イ）が求められている。

Q&Aは、上記の要件に抵触するケースの具体例として、以下のケースを列挙している（Q&A第6条—Q4）。

- ① 他の資本調達手段に対して剰余金の配当又は利息の支払を行った場合に当該その他Tier1資本調達手段に係る配当が義務づけられる等、一定の場合に当該その他Tier1資本調達手段の剰余金の配当又は利息の支払を義務づける特約が定められている場合（ただし、第6条—Q6を参照のこと。）
- ② 当該その他Tier1資本調達手段に対する剰余金の配当又は利息の支払を全部又は一部停止した場合に、停止された配当金又は利息の代わりに金銭以外の財産（当該銀行の普通株式

¹ 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）」をいう。

² 改正告示の概要については、以下のレポートを参照されたい。

- ◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示①普通株式等Tier1比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月12日]
- ◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示②Tier1比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月19日]
- ◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示③総自己資本比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月25日]
- ◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示④リスク捕捉の強化」（金本悠希）[2012年5月24日]

- その他の資本調達手段を含む。)を交付することを義務づける特約が定められている場合
- ③ 当該その他 Tier1 資本調達手段に対する剰余金の配当又は利息の支払を全部又は一部停止した場合に、停止された配当金又は利息の全部又は一部を実質的に補填するための金銭を銀行が**任意**に支払うことを可能とする特約が定められている場合※
 - ④ 当該その他 Tier1 資本調達手段に対する剰余金の配当又は利息の支払を全部又は一部停止した場合に、剰余金の配当又は利息の支払につき銀行が完全な裁量を有しない他の資本調達手段に対する剰余金の配当又は利息の支払の停止を義務づける特約が定められている場合
 - ⑤ 当該その他 Tier1 資本調達手段に対する剰余金の配当又は利息の支払を全部又は一部停止した場合に、銀行の通常の業務又は事業の買収若しくは処分を含む事業再編活動を制約する特約が定められている場合
 - ⑥ 当該その他 Tier1 資本調達手段に当該銀行の株式への転換請求権が付されている場合において、当該転換請求権の行使につき当該その他 Tier1 資本調達手段に対する剰余金の配当又は利息の支払が全部又は一部停止されたことを条件とする特約が定められている場合

※ 太字化は引用者による

イ 剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合の普通株式に係る剰余金の配当に関する制約

改正告示により、その他 Tier1 資本を通じた資本調達手段の要件の一つとして、「剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における一切の制約（中略）がないこと」（改正告示 6 条 4 項 7 号ニ）が求められている。

もっとも、「同等以上の質の資本調達手段に係る配当及び利息の支払に関する」（改正告示 6 条 4 項 7 号ニ）制約については、例外的に認められている。

Q&A は、上記のような「同等以上の質の資本調達手段」（普通株式又はその他 Tier1 がこれに該当する）に係る配当及び利息の支払に関する制約であっても、銀行の裁量に実質的な制約が課されていると認められるケースは、この例外要件を満たさないこととしている。そして、このようなケースの具体例として、以下のようなものを挙げている（Q&A 第 6 条—Q5）。

当該その他 Tier1 資本調達手段に対する剰余金の配当又は利息の支払が停止される期間を超えて普通株式又は他のその他 Tier1 資本調達手段に係る剰余金の配当が禁止される場合

ウ 優先株式に関する剰余金の配当の停止に係る発行者の完全な裁量

前述のとおり、改正告示により、その他 Tier1 資本を通じた資本調達手段の要件の一つとして、「剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること」（改正告示 6 条 4 項 7 号イ）が求められている。

この要件は、バーゼルⅢ本文 55（その他 Tier1 資本の算入基準）の要件 7a、「銀行は、分配と支払いを中止する完全な裁量を常に保持しなければならない」（全国銀行協会仮訳案）に由来している。この要件の帰結として、（典型的には、ある商品（例えば優先株式）に劣後する資本調達商品（例えば普通株式）に対して支払いを行った場合、当該商品に対して配当／クーポンを支払う義務を負わせる）いわゆる“dividend pushers”、すなわち「配当プッシャー条項」（全国銀行協会仮訳案）は禁止される（バーゼルⅢ本文脚注 17 参照）。

もともと、仮に配当プッシャー条項が付されていないとしても、「一般的に優先株式は剰余金の配当に関して普通株式に優先する内容となってい」（Q&A 第 6 条—Q6）ることから、この「完全な裁量」という要件に抵触しないかが問題となる。

Q&A は、以下のような場合であれば、このような優先株式の発行はこの要件に抵触しないという考えを示している（Q&A 第 6 条—Q6）。

配当政策において普通株式及び優先株式の配当が一体的に決定されており、普通株式に係る剰余金の配当の実施が優先株式に係る剰余金の配当の実施を実質的に強制しているとは認められない場合

ここでいう「配当政策において普通株式及び優先株式の配当が一体的に決定されて」いるケースとして、具体的には、例えば、「普通株式と優先株式に係る剰余金の配当の決定が同日又は近接した日に行われる場合等」（Q&A 第 6 条—Q6）がこれに該当するとしている。

ii) その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段の要件

ア 発行後 5 年を経過する日より前の償還事由

改正告示により、その他 Tier1 資本及び Tier2 資本を通じた資本調達手段の要件の一つとして、償還を行うことができるのは、「発行後五年を経過した日以後」（改正告示 6 条 4 項 5 号、同 7 条 4 項 5 号）に限定することが求められている。

もともと、「発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還（等）³を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合」（改正告示 6 条 4 項 5 号、同 7 条 4 項 5 号）には、例外的に、発行後 5 年を経過する日より前に償還を行うことが認められている。

Q&A は、上記の例外に該当するケースの具体例として、以下のようなものを挙げている（Q&A 第 6 条—Q2）。

- 「税務上の事由」
- 「規制上の事由（規制の変更等により、当該資本調達手段が規制資本としての適格性を失うおそれがある場合又は適格性を失った場合等）」

³ その他 Tier1 資本調達手段の項では「償還」（改正告示 6 条 4 項 4 号）と規定されているのに対し、Tier2 資本調達手段の項では「償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還）」（改正告示 7 条 4 項 4 号）と規定されていることから、便宜的にこのように表現している。以下同様とする。

- 「上場会社である発行者が上場廃止となること」

イ 発行者の信用状態を基礎として算定しない利息の支払額

改正告示により、その他 Tier1 資本及び Tier2 資本を通じた資本調達手段の要件の一つとして、「剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと」（改正告示 6 条 4 項 9 号、同 7 条 4 項 7 号）が求められている。

ここでは、剰余金の配当額や利息の支払額を、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）や東京銀行間取引金利（TIBOR）を参照して算定することが、この要件に抵触しないかが問題となる。

Q&A は、LIBOR や TIBOR を参照することはこの要件に抵触しないとしている（Q&A 第 6 条—Q7）。

なお、Q&A は明記していないが、LIBOR や TIBOR の参照が可能であるとしている以上、これらに上乗せ金利（スプレッド）を加えて剰余金の配当額や利息の支払額を算定することも認められるものと思われる。

ウ ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還（等）を行う蓋然性を高める特約

改正告示により、その他 Tier1 資本及び Tier2 資本を通じた資本調達手段の要件の一つとして、「ステップ・アップ金利等⁴（中略）に係る特約その他の償還（等）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと」（改正告示 6 条 4 項 4 号、同 7 条 4 項 4 号）が求められている。

Q&A は、上記のような「特約」の具体例として、以下のようなものを挙げている（Q&A 第 6 条—Q8）。

- ① 当該資本調達手段を償還しなかった場合に、当該資本調達手段のクレジット・スプレッドが上昇する内容となっている場合
- ② 金利の算定方法が発行後一定期間経過後に変更される場合において、「変更後の参照レートに対するクレジット・スプレッド」が、「当初の支払金利レートとスワップ・レートの差額」を上回る場合
- ③ 当該資本調達手段を償還しなかった場合に当該銀行がその支払利息に関して当該資本調達手段の保有者に課される源泉徴収税を肩代わりする義務を負う等、当該銀行の支払利息を実質的に増加させる内容となっている場合
- ④ 当該資本調達手段を償還しなかったことを条件として、当該資本調達手段が株式に転換され又は当該資本調達手段の保有者が当該銀行の株式への転換請求権を行使することができる内容となっている場合

⁴ 「あらかじめ定めた期間が経過した後に上乗せされる一定の金利又は配当率」（改正告示 6 条 4 項 4 号）をいう。

iii) 調整後少数株主持分（等）の額の算出方法

改正告示により、普通株式等Tier1 資本、その他Tier1 資本、Tier2 資本それぞれの基礎項目（プラス項目）について、調整後少数株主持分（等）⁵が定められている。

この調整後少数株主持分（等）の額を算出する際には、以下の①②のうちいずれか少ない額を用いることとされている（改正告示8条1項参照）。

- ① 連結子法人等の連結リスク・アセットの額
- ② 親法人等である銀行の連結リスク・アセットの額のうち当該連結子法人等に関連するもの

上記①の額は、連結子法人等が（自己資本比率規制が適用される）銀行ではない場合にも算出されることが求められるが、銀行以外の連結子法人等については、（自己資本比率を算出しないことから、）これを算出することが困難である場合が考えられる。

そこで、Q&A は、銀行等の「金融機関」（告示1条1項7号）以外の連結子法人等に関しては、以下の要件をともに満たす場合には、上記②を用いても問題ないとしている（Q&A 第8条—Q1参照）。

- 上記①の額を計算することが困難である
- 上記②の額が上記①の額よりも小さい蓋然性が高いと見込まれる

(2) 自己資本の調整項目（マイナス項目）関連

i) ダブル・ギアリング等の対象範囲

ア 資本調達手段の間接保有

改正告示により、普通株式等 Tier1 資本、その他 Tier1 資本、Tier2 資本それぞれの調整項目（マイナス項目）について、自己保有資本調達手段及び他の金融機関等に係る資本調達手段（いわゆるダブル・ギアリング）が規定されている（改正告示8条4項、同6項～8項参照）。

この資本調達手段の保有形態には、直接的な保有に限らず、間接保有⁶も含まれる。

Q&A は、この間接保有に該当するケースとして、以下のようなものを挙げている（Q&A 第8条—Q5）。

- 「自己資本調達手段又は他の金融機関等に係る資本調達手段の取得及び保有を行う連結範囲外の法人等（例：ファンド又はSPC）に対する投資を行い、これにより当該資本調達手段

⁵ 普通株式等 Tier1 資本に係る項では「調整後少数株主持分」（改正告示8条1項1号）と規定されているのに対し、その他 Tier1 資本及び Tier2 資本に係る項では「調整後少数株主持分等」（改正告示8条1項2号・3号）と規定されていることから、便宜的にこのように表現している。

⁶ 「連結範囲外の法人等（中略）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合と相当すると認められる場合その他これに準ずる場合」（改正告示8条4項1号）をいう。

の価値変動や信用リスク等を実質的に負担することとなる場合」

- 「これらの資本調達手段の価値に直接連動する派生商品取引（例：株式オプション）を行っている場合」

さらに、Q&A は、間接保有に該当する具体的な事例として、以下のようなものを挙げている（これらの事例に限られるわけではない）（Q&A 第 8 条—Q5）。

- ① 他の金融機関等に係る資本調達手段を保有するファンドに対して出資している場合
- ② 連結範囲外の法人等に対する貸付けを通じて当該法人等に他の金融機関等に係る資本調達手段を保有させていると認められる場合
- ③ 他の金融機関等に係る資本調達手段について、第三者とトータル・リターン・スワップ契約を結んでいる場合
- ④ 第三者による他の金融機関等への出資について保証や CDS のプロテクションを提供している場合
- ⑤ 他の金融機関等に係る資本調達手段についてコール・オプションを購入している又はプット・オプションを売却している場合
- ⑥ 他の金融機関等に係る資本調達手段を将来取得する契約を結んでいる場合
- ⑦ 他の金融機関等に係る資本調達手段を裏付資産とする特定社債や証券化商品に対して投資している場合

イ ファンド等を通じて間接保有している場合の取扱い（ルックスルーの方法等）

Q&A は、ファンド等を通じて間接保有している場合の取扱いについても規定している（Q&A 第 8 条—Q6 参照）。

ファンド等を通じた間接保有については、原則としてルックスルーを行った上で（銀行が直接保有しているを見なして）、自己保有資本調達手段又は他の金融機関等に係る資本調達手段への投資割合を勘案して保有額を算出する必要があるとしている。

ファンド等を通じた間接保有につきルックスルーすることができず、保有額を正確に把握できない場合については、以下のように規定している。

まず、当該ファンド等の資産の運用に関する基準が明らかな場合には、「当該基準に基づき他の金融機関等に係る資本調達手段に対する出資金額を推計することが可能」（Q&A 第 8 条—Q6）としている。

一方、ルックスルーにより保有額を正確に把握できず、かつ、当該ファンド等の資産の運用に関する基準も明らかでない場合には、以下のように取り扱うこととしている（Q&A 第 8 条—Q6）。

当該ファンドが他の金融機関等に係る資本調達手段に最大でどの程度投資し得るかにつき合理性をもって保守的に見積もった金額を、他の金融機関等に係る資本調達手段の保有額とする

さらに、自己保有資本調達手段に係る間接保有について、他の金融機関等に係る資本調達手段と区別して把握することが困難である場合には、「これらを併せて他の金融機関等に係る資本調達手段の間接保有と見なして取扱うことも許容され」（Q&A 第 8 条—Q6）としている。

ウ 「他の金融機関等」の範囲

改正告示により、ダブル・ギアリングの対象となる、「意図的に保有している他の金融機関等」（改正告示 5 条 2 項 3 号等）には、銀行以外の者（保険会社等）や外国の者も含まれる（改正告示 8 条 6 項～12 項参照）⁷。

Q&Aは、上記「他の金融機関等」の具体的な範囲として、以下の事業を主たる事業として営む者（及びこれらに準ずる外国法人）としている（Q&A 第 8 条—Q8 参照）⁸。

- 銀行業（中央銀行を除く）
- 協同組織金融業
- 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
- 金融商品取引業、商品先物取引業
- 補助的金融業等（信託業及び金融代理業を含む）
- 保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を含む）
- 総合リース業

なお、これらに該当する事業を含む複数の事業を営む者であっても、その主たる事業が上記以外のものである場合には、「他の金融機関等に含まれ」（Q&A 第 8 条—Q8）ない（調整項目の対象とならない）としている。

「また、上記に形式的に該当する者であっても、これが実質的にファンドに類すると認められる場合については、ファンド等を通じた間接保有の場合と見なして取り扱うことも許容され」（Q&A 第 8 条—Q8）としている。

⁷ 改正告示では、「金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）」（改正告示 8 条 6 項 1 号）と規定されている。

⁸ 詳細については、日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」のうち「621. 中央銀行」以外、「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち「7011. 総合リース業」を参照されたい。

エ 保有資本調達手段が該当する資本類型の判別基準

ダブル・ギアリングに該当する場合、保有している資本調達手段が該当する資本類型に対応して、自行の資本類型から控除が行われる。

例えば、他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段を保有している場合、自行のその他Tier1資本から控除が行われる（対応控除アプローチと呼ばれる）。そのため、ダブル・ギアリングの対象となる資本調達手段が、どの資本類型（Tier）に該当するか（普通株式か、その他Tier1資本調達手段か、Tier2資本調達手段か）を判別する必要がある。

Q&Aは、この判別方法について、「原則として、各Tierの算入要件に照らし、どのTierの要件に最も適合しているかを踏まえ、判断する」（Q&A第8条—Q9）としている。

その他Tier1資本調達手段及びTier2資本調達手段には、コンティンジェント・キャピタル条項⁹を付すという要件が課されている。しかし、改正告示の適用日（2013年3月31日）より前に銀行が発行した資本調達手段や、（他の金融機関等のうち）銀行以外の者が発行する資本調達手段は、通常、コンティンジェント・キャピタル条項を付しておらず、この要件を満たさないことが考えられる。そのため、これらの資本調達手段がどの資本類型に属するのか（すなわち、その他Tier1資本調達手段及びTier2資本調達手段に該当しないと考えるのか）という問題が生じる。

そこで、Q&Aは、これらの資本調達手段については、コンティンジェント・キャピタル条項の要件以外の算入要件に照らし、どの資本類型の要件に最も適合しているかを踏まえ、該当する資本類型を判断することとしている（Q&A第8条—Q9参照）。（他の金融機関等のうち）銀行以外の者が発行する資本調達手段についての上記判断に際しては、「健全性を判断するための基準等における取扱いを勘案する必要はなく、保有している資本調達手段の商品性（満期の有無や優先・劣後構造、利払いの裁量性等）に着目し」（Q&A第8条—Q9）で判断すれば足りるとしている。

これは、あくまで実態を見て判断すれば足りるとしているにとどまり、具体的な判断基準までは示されていないという見方が可能であろう。

なお、いずれの資本類型にも該当しない場合は、「みなし普通株式」（改正告示8条6項1号）として、普通株式と同様に取り扱われることとしている（改正告示8条6項1号及びQ&A第8条—Q9参照）。

オ 経過措置の対象となる資本調達手段への出資の取扱い

現行の告示において自己資本の基本的項目及び補完的項目に該当する資本調達手段のうち、一定のものについては経過措置が設けられており、（改正告示が適用される2013年3月31日以

⁹ その他Tier1資本調達手段及びTier2資本調達手段に係る実質破綻認定時の元本削減等の要件、及び、その他Tier1資本調達手段のうち負債性資本調達手段に係るゴーイング・コンサーン水準での元本削減等の要件をいう。

降も、) 2022年3月30日まではそれぞれその他 Tier1 資本及び Tier2 資本に算入することが認められる。算入される額は、段階的に縮小していく(2013年3月31日以降 2014年3月30日まで資本調達手段の額の90%とされ、その後毎年10%ずつ減額。いわゆるグランドファザリング)。

この経過措置が適用される資本調達手段(銀行(A銀行とする)が発行したもの)を他の銀行(B銀行とする)が保有している場合、ダブル・ギアリングに該当し、調整項目(マイナス項目)に該当する。この場合、A銀行に対しては上記経過措置が適用され、ダブル・ギアリングに該当する資本調達手段を減額する(マイナス項目を減額する)ことができる。

ここで、上記経過措置をB銀行に対しても適用し、ダブル・ギアリングに該当する資本調達手段を減額する(マイナス項目を減額する)ことができるのかが問題となる。

Q&Aは、減額できないとしている(Q&A第8条—Q10参照)。上記経過措置は、あくまで資本調達手段を発行するA銀行のみに適用されるものということである。

(3) 自己資本の基礎項目(プラス項目)に係る経過措置関連

i) その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置の計算方法

その他の包括利益累計額は連結の普通株式等 Tier1 資本に、評価・換算差額等は単体の普通株式等 Tier1 資本にそれぞれ算入される。もともと、経過措置が設けられており、これらは(改正告示が適用される)2013年3月31日から全額算入されるわけではなく、段階的に算入される(改正告示附則5条1項参照)。

そして、普通株式等 Tier1 資本に算入される額以外の部分についても、経過措置が設けられている。すなわち、普通株式等 Tier1 資本に算入される額以外の部分のうち、現行の告示において基本的項目及び補完的項目に該当しない部分の額については、「なお従前の例による」(改正告示附則5条2項)とされている。

Q&Aは、この「なお従前の例による」(改正告示附則5条2項)とされる部分について、具体的に、図表1のように取り扱うことを明らかにしている(Q&A附則第5条—Q1参照)。

図表 1 その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置（「なお従前の例による」部分）

対象		取扱い	
その他有価証券評価差額金		正の値の場合	グロス評価益の45%相当額：T2算入 上記以外の部分の額：不算入
		負の値の場合	AT1算入
土地再評価差額金		45%相当額：T2算入 上記以外の部分の額：不算入	
繰延ヘッジ 損益	第5条第2項第1号ハの括弧書き（注）以外の部分	不算入	
	第5条第2項第1号ハの括弧書き部分（注）	正の値の場合	AT1算入
		負の値の場合	45%相当額：T2算入 上記以外の部分の額：不算入
為替換算調整勘定		AT1算入	

※ なお、各記号の定義は以下のとおり

AT1：その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額

T2：Tier2 資本に係る基礎項目の額

（注）連結財務諸表規則 43 条の 2 第 1 項 2 号に規定する繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る時価評価差額がその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く）の額

（出所）Q&A 附則第 5 条—Q1（注は筆者による加筆）

（4）リスク捕捉の強化関連

i）大規模規制金融機関等の範囲（内部格付手法採用行）

改正告示により、内部格付手法採用行について、「大規模規制金融機関」及び「非規制金融機関」（以下、総称して「大規模金融機関等」）に対するエクスポージャーの信用リスク・アセットの算出にあたっては、相関係数が 1.25 倍に引き上げられている（改正告示 153 条 3 項参照）。

Q&A では、この大規模金融機関等の範囲について明確化が図られている。

まず、「大規模金融機関」は、規制金融機関グループ¹⁰のうち、グループでの連結総資産が 1,000 億ドルに相当する額以上の企業グループを構成する企業が該当する。Q&A は、この 1,000 億ドルに相当する額について、以下のような取扱いを定めている（Q&A 第 1 条—Q1 参照）。

原則：算出基準日ごとの為替の水準に基づき算出

例外：円建てで連結財務諸表を作成しているグループに対しては、あらかじめ合理的に設定した円換算額¹¹を継続的に用いることも許容

つぎに、「非規制金融機関」については、「金融業及び保険業を主に営む企業のうち、大規模規制金融機関及び規制金融機関を除く企業、具体的には、ヘッジファンドに加えて、住宅ロー

¹⁰ 我が国では、銀行業、証券業、保険業を営む企業及びそれらの持株会社のうち健全性規制が設けられている企業グループがこれに該当する。

¹¹ 例として、「改正告示（中略）の公布日（平成 24 年 3 月 30 日）を起点とした過去 1 年間の平均為替レート（1ドル＝79.76 円（中略））で換算した 7 兆 9760 億円≒8 兆円」が挙げられている（Q&A 第 1 条—Q1）。

ン保証会社や貸金業者等であり、その規模にかかわらず該当」（Q&A 第 1 条—Q1）するとしている。

ただし、「『金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすものと高い相関関係を有しないもの』である企業」（Q&A 第 1 条—Q1）は、非規制金融機関の対象外とすることが許容されとされている。具体的には、「大規模規制金融機関に該当しない規制金融機関の子法人等であって当該規制金融機関の顧客を中心に金融サービスを提供するリース子会社等」（Q&A 第 1 条—Q1）が、非金融規制機関の対象外とすることが許容されとされている。

なお、Q&A では、規制金融機関グループに属する企業のうち「大規模規制金融機関等」に該当する者が図表 2 のように例示されている。

図表 2 規制金融機関グループに属する企業の大規模規制金融機関等への該当是非

	連結総資産 1 千億ドル以上	連結総資産 1 千億ドル未満
親法人等（規制金融機関）	○	×
子法人等（規制金融機関）	○	×
子法人等（非規制金融機関）	○	リース会社等：× ヘッジファンド等：○
子法人等（金融機関以外）	○	×

○：大規模規制金融機関等に該当
 ×：大規模規制金融機関等に非該当
 (出所) Q&A 第 1 条—Q1

ii) 外部格付が付されていない場合等のCVAリスクを算出する標準的リスク測定方式の取扱い

改正告示により、信用評価調整（CVA）リスク相当額を標準的リスク方式で算出する場合は、外部格付に応じた掛目を適用することとされている（改正告示 270 条の 3 第 2 項参照）。

ここで参照すべき適格格付機関やカウンターパーティーが複数の外部格付を有している場合、Q&A は、「2 番目に低い掛目をを用いる」（Q&A 第 270 条の 3—Q2）こととしている。これは、信用リスクの標準的手法に係る格付の使用基準に準ずる取扱いとすることができる。

他方、適格な外部格付を有しないカウンターパーティーについては、信用リスク・アセットの計測手法に基づき、以下のように掛目を適用することとしている（Q&A 第 270 条の 3—Q2 参照）。

内部格付手法採用行：内部格付（債務者格付）に対応した外部格付に係る掛目を適用¹²

標準的手法採用行：外部格付 BBB 格相当に応じた掛目（1%）を適用

以上

¹² 「債務者格付毎に適用される掛目については、外部格付との対応関係とともに、あらかじめ信用リスク管理指針に規定することが必要」（Q&A 第 270 条の 3—Q2）となるとされている点に留意されたい。